二　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	田畠泰幸	松井英憲	平成二十一年六月一日

三　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防毒マスク、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽に係る登録型式検定機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	田畠泰幸	松井英憲	平成二十一年六月一日

○経済産業省告示第九十六号

平成十六年経済産業省告示第百六十四号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要な製品）は、平成二十二年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年四月二十日

経済産業大臣　直嶋　正行

○国土交通省告示第四百三十八号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　申請者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更しようとする事項

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　千百四十四万八千九百五十四平方メートル

ハ　誘導路

1　延長　三万九千四百十四メートル

2　幅　二十五メートル及び三十メートル

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十五年三月三十一日

別図　成田国際空港

